

令和7年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育園 年度途中（5月～）新規入所申込案内

令和7年5月以降に新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育園（以下、『保育所等』とする。）に入所を希望される保護者の方は、次の事項を確認のうえお申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和6年4月2日 ～
1歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日



* 施設により、受入可能年齢が異なりますので、別紙施設一覧を確認ください。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 [外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を 常態とされている方が対象になります]	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内	○	○
3. 保護者の疾病・障がい	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 同居または長期入院などをしている親族の 介護・看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6. 求職活動・起業の準備	入所月の月末まで	○	—
7. 就学・就業訓練	修了月の月末まで	○	○
8. 育児休業 [転入・転園] (産前産後期間に入る前月まで産前産後以外の要件で認可保育施設に在園中の児童に限ります)	下の子が1歳に到達する月まで	○	—
9. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

*施設利用可能時間内で利用できる時間帯は施設ごとに異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、園により異なります。

入所申込について

1. 提出書類

- ① 教育・保育給付 2・3 号認定申請書兼施設利用申込書
 - ② 入所（園）申込確認票
 - ③ 児童状況票
 - ④ 保育を必要とする事由の証明書類（下記参照）＊保護者全員について必要です。
 - ⑤ その他の提出書類（次に該当する場合は提出してください）
- ◆ お子さまが疾病や障がい等のあるかた
 疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書・診療情報提供書等を提出してください。
 - ◆ 離婚調停中や裁判中のかた
裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の④の書類について省略することができます。
 - ◆ 令和 6 年 1 月 1 日時点で香芝市に住民登録がないかたについては、市町村民税課税証明書を提出していただくことがあります。

★ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 （外勤等）	●就労証明書 （＊） ●通勤経路・ 通勤時間申告書	就業先に就労証明書の作成を依頼してください。 ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社・有限会社等）もこちらに該当します。
就労 （自営業）	●就労証明書 （＊） ●通勤経路・ 通勤時間申告書	● 法人を設立していない自営業（個人事業主）のかたは、ご自身で就労証明書を作成のうえ、下記の書類を添えてご持参ください。 1. 令和 6 年 1 月 1 日以降に開業（事業を開始）したかた ① 個人事業の開業届出書（控用）の写し 2. 令和 5 年 12 月以前に開業（事業を開始）しているかた ① 個人事業の開業届出書（控用）の写し ② 確定申告書（控え）の写し（令和 5 年分、受付印のあるもの） ※電子申告された場合、受付印はありませんので、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をお付けください。 ※令和 5 年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書（令和 6 年度）の写しを添えてください（確定申告の要・不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください）。 ※令和 5 年 12 月以前に開業（事業を開始）しているものの、令和 5 年分の事業収入が一切なかった場合や、申告書を提出したものの、受付印の押印がないまま申告されたかたは、保育課に事前にご相談ください。

就労 (内職)	●就労証明書 (*)	就業先（内職の委託元）に就労証明書の作成を依頼してください。 ※作成いただけない場合は保育課までお問合せください。
妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書	
疾病・障がい 親族の介護等	・医師による診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書	
育児休業 (転入・転園)	・在園証明書（令和7年3月まで利用している証明） ・育児休業証明書	
就学 就業訓練	・在学証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書	
求職活動 起業の準備	・求職に関する誓約書 ※起業の準備に該当するかたは保育課までお問合せ下さい。	
その他	保育課までお問い合わせください。	

*就労証明書は証明日より3ヶ月以内のものをご準備ください。

◎通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者のかたの保育必要量の判定や選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市 HP(下記の QR コードを読み取りください。)に様式(Excel)と記載例を掲載しておりますので、参考の上、ご自身で作成してください。

◎就労証明書について(令和7年度より就労証明書の様式を変更しておりますのでご注意ください。)

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就業先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市 HP（下記の QR コードを読み取りください。）に様式（Excel）を掲載しておりますので、就業先のご担当者様にて入力したものを印刷の上ご準備ください。（就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。）

※就労証明書は申請の3か月以内に証明されたものを提出してください。

※育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書の No.12 の項目に忘れずに記載いただきますよう、お願いします。

※保育施設等の利用に係る就労証明書の変更点について(香芝市 HP)

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>



メモ欄

2. 公立施設・アートチャイルドケア・スクルドエンジェルを希望の場合

下記のとおり、受付します。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）・本人確認のできる書類（運転免許証のような写真つきのものであれば1点、保険証のような写真のないものであれば2点必要です。）を持参してください。

- ▼受付期間 入所希望月の前月1日～20日（土・日・祝除く）
* 1日が休日の場合は直後の開庁日、20日が休日の場合は直前の開庁日
- ▼場所 保育幼稚園課（福祉センター1階）
- ▼提出書類 2ページ参照

- * 受付枠を超える申込があった場合や既に受付枠がない場合、初日に提出されたかたについては、選考（4ページ 4.利用調整について参照）のうえ内定や待機順を決定します。2日目以降に提出されたかたについては、申込順で内定や待機順を決定します。
- * 不足書類がある場合、受付できません。
- * 上記期間に入所申請をしたが、空きがなく入所できない場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。

3. 私立施設を希望の場合

事前見学を必須としておりますので、まずは園に直接お問い合わせください。

4. 利用調整について

各月初日に申込を済ませたかたで、受入可能な人数を超えた入所申込があった場合には、選考を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、選考指数の高い児童から順に入所先を決定します。

なお、選考指数については、「保育所等入所選考指数表」をもとに、基礎点数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定します。

※保育所等入所選考指数表について(香芝市 HP)

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/55532.html>



5. 転入予定のかたの手続きについて

申込時点で香芝市に住所がないかたについても、申込時点で転居先が決まってい利用開始月の前月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込ができます。下記書類を併せて提出してください。

- ▼提出書類
- ⑥ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑦ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）

留 意 事 項

- A) 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、入所（園）申込をお断りする可能性があります。）。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込はできません。
- E) 転入予定の児童・保護者で、利用開始月の前月末日までに転入されなかった場合、入所取消しとなります。
- F) 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市区町村へ問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内施設への併願申込はできません。入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、申し込みが必要です。
- G) 育児休業から復帰する場合は、遅くとも利用開始月の末日までには職場復帰するよう、調整をお願いします。就労証明書の11.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- H) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- I) 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中のかたについては裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- J) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- K) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- L) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに保育幼稚園課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- M) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭のかたが児童扶養手当等を受給していない場合、離婚受理証明書（又は戸籍謄本）の提出が必要です。
- N) 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。どなたかの扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- O) 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。
- P) 育児休業の延長を許容できるかたは、入所（園）申込確認票の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容可能である旨の意思表示が可能です。」の欄にチェックしてください。

<連絡先>

〒639-0251

香芝市逢坂一丁目374番地1

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

TEL 0745-44-3336